

広島県告示第千四百四十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定によって、行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業所	指定年月日
社会福祉法人つじ	東広島市西条町西条五〇番地一	ヘルパーステーションかもみーる	平成一九年四月一日
特定非営利活動法人地域福祉活動支援協会人間大好き	東広島市八本松町飯田五二五番地三	ヘルパーステーションつむぎ	平成一九年六月一日